

## 大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実証実験要領

### 1. 目的

大手前通り及び姫路城周辺のイルミネーションの実施にあたっては、監修者による実行プログラムや出来栄の確認、調整及び安全性の確認を行うため事前に実証実験を行う。

### 2. 検証事項

実証実験において、主に以下の項目について確認、検証を行う。

- (1) 本市が定めたデザインコンセプト、イメージパースに基づく提案内容の出来栄確認
- (2) 通行者、車両等の運転手への視界影響

### 3. 実施概要

- (1) 実施場所：大手前通り及び姫路城周辺

※詳細箇所は、別紙5「令和8年度大手前通り・姫路城周辺イルミネーション事業実施業務委託【実証実験実施範囲】」に記載

- (2) 実証実験

#### ア 実施時期

令和8年7月中旬から8月下旬頃の期間で、発注者が指定する日時

#### イ 実施場所

別紙5に記載のとおり

#### ウ 実施回数：原則1回（予定）

※実証実験は、警察立会のもとで実施する予定であり、警察との協議、指導により、再度の実験が必要な場合がある。

#### エ 実施内容

- ・大手前通り：発注者が指定する樹木（3本）を実験的に点灯する。
  - ・姫路城周辺：桜門橋でのスモーク演出及び姫山公園樹木（3本程度）を実験的に点灯する。
  - ・上記設置した機材を発注者が指定する日程で撤去する。
- ※詳細内容は、契約後発注者と協議のうえ決定する。

### 4. 結果報告

実証実験の結果については、発注者の意見や改善提案を整理、検討のうえその後作成する詳細設計、本番の作業に役立てること。

### 5. 実施における留意事項

- (1) 作業においては、実証実験実施計画書を作成し、記載内容を検証しつつ作業すること。
- (2) 実証実験実施前に警察、各種関係機関等への申請手続き資料を作成すること。
- (3) 詳細な実施時期は、発注者及び関係機関と調整、協議のうえ決定する。
- (4) 実証実験に必要な作業者は、受託者が手配すること。
- (5) 実施実験に必要な機材は、基本本市保有分を利用することができるが、本実証実験のみで使用する機材は、受託者が手配すること。
- (6) 上記実証実験以外でも、点灯開始までの期間で適宜試験点灯を行う。受託者は、発注者の指示に従い点灯、消灯などの演出も含め協力すること。